

# 北海道大学大学祭全学実行委員会 ステージ規則

北海道大学大学祭全学実行委員会  
令和3年8月16日改正

## 第1章 北海道大学大学祭全学実行委員会ステージ

- 第1条** 北海道大学大学祭全学実行委員会ステージ（以下、ステージ）は、北海道大学大学祭全学実行委員会（以下、全学実委）が運営するステージのことである。
- 第2条** ステージの運営に関する責任は全学実委が負い、その決定権は全学実委が持つ。
- 第3条** ステージの設置場所は、安全性・運営を十分に検討した上で北海道大学大学祭全学実行委員会において決定する。
- 第4条** 全学実委はステージの運営を北海道大学大学祭全学実行委員会事務局（以下、事務局）に委託する。

## 第2章 使用細則

**第5条** 使用希望に関して以下のことを定める。

- 第1項** ステージの使用を希望する企画参加団体は、ステージ使用届けを全学実委に所属する各祭に提出し、各祭が事務局にステージの使用を申請する。申請は北海道大学大学祭全学実行委員会実行委員長（以下、実行委員長）の認可により受理される。なお、企画参加団体は、北海道大学大学祭全学実行委員会規則第20条に定められる通りとする。
- 第2項** ステージの使用を希望する特定参加団体は、ステージ使用届けを全学実委に所属する各祭に提出し、各祭が事務局にステージの使用を申請する。申請は実行委員長の認可により受理される。なお、特定参加団体は、北海道大学大学祭全学実行委員会規則第22条第1項に定められる通りとする。
- 第3項** ステージの使用を希望するその他参加団体は、当該団体がステージ届を事務局に提出し、ステージの使用を申請する。申請は実行委員長がステージを使用することが適当と認めた場合にのみ認可され、受理される。なお、その他参加団体は、北海道大学大学祭全学実行委員会規則第20条に定められる通りとする。
- 第4項** 複数の各祭並びにその他参加団体が同じ時間帯の使用を希望した場合は、希望した各祭もしくは事務局間の話し合いによって決定する。

**第6条** 不当行為に関して以下のことを定める。

- 第1項** ステージの使用に際して、以下の行為を不当行為と定める。ただし、その最終的な判断は実行委員長または実行委員長にその判断を委託された者が必要に応じてステージ業者と相談し行う。
- ・危険と判断される火気および水気の使用
  - ・危険と判断される人数以上の登壇
  - ・暴れる、横柱に登るなどの過度な演出行為
  - ・無断での上演時間および企画内容変更
  - ・無許可でのステージ周辺部（客席など）の使用
  - ・営利目的でのステージ上および周辺部での演出行為
  - ・その他、全学実委および事務局が不当と認める行為
- 第2項** 不当行為を行った場合、ステージの使用を中断するとともに実行委員長の裁量により最高3年間当該団体の使用を禁止する。
- 第3項** 全学実委は、不当行為を行うと思われる各祭・団体のステージの使用申請を拒否することができる。

**第7条** ステージの運営前もしくは運営中に気象現象等により運営の続行が困難になった場合、ステージ業者と相談の上、実行委員長または実行委員長にその判断を委託された者の判断により、ステージの使用を禁止または中断することができる。またそれにより発生するいかなる損害に対しても全学実委、実行委員長および事務局は責任を負わない。

**第8条** 音響照明機材の取り扱いに関して以下のことを定める。

**第1項** 事務局や音響照明機材スタッフ以外の音響照明機材の使用並びに調整を禁止する。

**第2項** ステージや音響照明機材などを破損・汚損した場合、その一切の責任は破損・汚損した者が負う。

### **第3章 会計**

**第9条** ステージの会計管理は北海道大学大学祭全学実行委員会会計に委託する。

**第10条** ステージの建設に伴って全学実委に生じた費用は、これを使用した各祭もしくは事務局が使用時間に応じて負担する。

### **第4章 規則改正**

**第11条** 北海道大学大学祭全学実行委員会組織規約第2章第3条で定められているすべての実行委員は、いつでも当規則の改正を求めることができる。

**第12条** 改正の採決は、北海道大学大学祭全学実行委員会会議規約第4章に準拠して実施する。

**第13条** 改正が可決された場合、その規則内容は可決された直後から効力を発揮する。

以上